

都内在住の生徒・保護者のみなさまへ

令和6年度

申請により 東京都以外の自治体が認可している 私立通信制高校の授業料の負担が軽減されます

助成額

① 国の助成

就学支援金 ※1

② 都の助成

(都民対象)

私立都認可外
通信制高等学校
在学授業料助成金

合わせて最大で

年 **26万5,000円** まで
(在学授業料が上限) ※2

助成を受けるためには、毎年度申請が必要です。

- ①と②の内訳は、申請者の所得により、異なります。
- 区分Aに該当する場合は②のみ、
区分Bに該当する場合は①と②それぞれ別に、
区分Cに該当する場合は①(※1、※4)の申請が必要です。
- どの区分に該当するかを判別するため、**全ての申請者**について**所得の確認**が必要となります。

区分	所得のある 保護者が1人	所得のある 保護者が2人	授業料の負担軽減(年265,000円まで※2)
A	約910万円 以上	約1,090万円 以上	②【都】私立都認可外通信制高等学校 在学授業料助成金 10月申請 265,000円 それぞれ別に 申請が必要
	所得制限がなくなりました!		
B	約910万円 未満 } 約590万円 以上	約1,090万円 未満 } 約740万円 以上	①【国】就学支援金 4月・7月申請 118,800円 (単位制:4,812円×履修単位数 ※3) 10月申請 146,200円
C	約590万円 未満	約740万円 未満	4月・7月申請 297,000円 ※1、※4 (単位制:12,030円×履修単位数 ※3)

※1 ①の就学支援金は国の制度です。申請要件、手続等につきましては、在学学校へお問合せください。
 ※2 授業料の負担軽減額は、265,000円の範囲内で、**在学学校の授業料額(保護者が負担した金額)が上限**です。
 ※3 1単位当たりの授業料が定められている場合は、履修単位に応じた支給となります。
 支給対象単位数の上限は、年間30単位で、在学中の合計は74単位が上限となります。
 ※4 区分Cの世帯における授業料の負担軽減額(①就学支援金の支給額)は、297,000円の範囲内で**在学学校の授業料額(保護者が負担した金額)が上限**です。
 なお、①就学支援金が265,000円に満たない場合、申請により②私立都認可外通信制高等学校在学授業料助成金の対象となることがあります。
 ※5 年収目安は、保護者1人へのみ給与収入がある4人世帯(夫婦と子2人)及び保護者2人に給与収入がある5人世帯(夫婦と子3人)をモデルとした場合です。
 年収は目安であり、区市町村民税課税標準額等に基づき審査を行います。



②の「私立都認可外通信制高等学校在学授業料助成金」は、東京都の制度であり、申請要件等は、以下のとおりです。

対象者	生徒と保護者が都内にお住まいで、東京都以外の自治体が認可している私立通信制高等学校に在学する生徒の保護者です。なお、生徒が学校の指定する都外の寮に都内から移り住む場合も対象となります。																			
対象課程	東京都に本校がなく、設立に当たって東京都以外の自治体が認可している私立高等学校通信制課程です。 [参考] 学校の一覧をホームページ(下段にURL等記載)に掲載しております。 ※私立高等学校を設立するためには、自治体で認可を受ける必要があります。認可取消になっている場合には、助成の対象となりません。																			
対象授業料	高等学校の卒業に必要な単位習得のためにかかる授業料が対象です。 入学金、施設整備費、通学にかかる交通費、サポート校の受講料等は対象外です。																			
助成額	区分		年収の目安		助成額(年額)															
			保護者1人に収入がある 4人世帯(夫婦+子2人)	保護者2人に収入がある 5人世帯(夫婦+子3人)																
	A	区市町村民税課税標準額(※1)×6% —区市町村民税調整控除相当額(※2)が、304,200円以上の世帯	約910万円以上	約1,090万円以上	26万5,000円															
	B	区市町村民税課税標準額(※1)×6% —区市町村民税調整控除相当額(※2)が、 154,500円以上、304,200円未満の世帯	約590万円以上 約910万円未満	約740万円以上 約1,090万円未満	14万6,200円															
C	区市町村民税課税標準額(※1)×6% —区市町村民税調整控除相当額(※2)が、154,500円未満の世帯	約590万円未満	約740万円未満	就学支援金支給額等 により異なります																
<small>※1 令和6年度の課税標準額を使用 ※2 調整控除相当額について 所得のある保護者等が1名のみ在世帯又は保護者等2名に所得があり、配偶者控除を受けている世帯 = 1,500円 保護者等2名に所得があり、配偶者控除を受けていない世帯(配偶者特別控除を受けている世帯を含む) = 3,000円</small>																				
申請時期	10月頃(毎年度申請が必要です) 9月頃に在学学校を通じて手続きや申請時期をお知らせします。ホームページ(下段にURL等記載)でもご案内します。																			
手続の流れ	<table border="0" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>申請者(保護者)</td> <td>東京都</td> <td>申請者(保護者)</td> <td>東京都</td> <td>東京都</td> </tr> <tr> <td>申請書等提出</td> <td>一次審査</td> <td>授業料証明書等提出</td> <td>二次審査</td> <td>助成金振込み</td> </tr> <tr> <td>10月頃</td> <td>所得等審査</td> <td>12月～2月</td> <td>助成額判定</td> <td>3月末※</td> </tr> </table> <p>※授業料の実負担が決まらない場合等により、助成金の一部が翌年度以降の振込みとなる場合があります。</p>					申請者(保護者)	東京都	申請者(保護者)	東京都	東京都	申請書等提出	一次審査	授業料証明書等提出	二次審査	助成金振込み	10月頃	所得等審査	12月～2月	助成額判定	3月末※
申請者(保護者)	東京都	申請者(保護者)	東京都	東京都																
申請書等提出	一次審査	授業料証明書等提出	二次審査	助成金振込み																
10月頃	所得等審査	12月～2月	助成額判定	3月末※																

これらの授業料に対する助成金①国の助成 就学支援金、②都の助成 私立都認可外通信制高等学校在学授業料助成金以外にも、次のような制度があります。

授業料以外の負担軽減

年5万2,600円まで

③ 奨学給付金

保護者がお住まいの都道府県から給付されます。東京都の申請時期は、6月下旬～7月になります。詳細は以下③のお問合せ先にご連絡ください。

学費全般の支援

年42万円(1か月/3万5,000円)貸付(無利子)

④ 東京都育英資金

一般募集の申込は4月から各学校の定める期間(おおむね1～2か月)になります。募集終了後も家計の急変により経済的に修学が困難になった方については申込みができます。詳細は以下④のお問合せ先にご連絡ください。

お問合せ先	助成	② 私立都認可外通信制高等学校在学授業料助成金	都認可外通信制授業料助成金担当 [(公財)東京都私学財団内]	☎ 03-5206-7930 (受付時間 平日9:15～17:00)
		③ 奨学給付金	東京都私学就学支援金センター 奨学給付金担当	☎ 03-5206-7925 (受付時間 平日9:15～17:00)
	貸付	④ 東京都育英資金	公益財団法人 東京都私学財団 育英資金課	☎ 03-5206-7929 (受付時間 平日9:15～17:00)

詳細は、次のURL等からご確認ください。なお、①就学支援金につきましては、在学学校へお問合せください。

URL : <https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/hogosha/0000001563.html>

